



子どもの医療費助成の対象年齢を 高校生世代まで拡大します！

彦根市では令和6年4月診療分から、高校生世代の方（18歳に達した日以降最初の3月31日）まで入院・通院の医療費助成を受けることができます！

◎新しく対象となる①と②の方には、福祉医療費受給券交付／更新申請書を送付します。

⇒案内が届いたら申請書を提出してください。

令和6年4月以降、県内の医療機関の窓口で福祉医療費受給券を提示いただくと、入院・通院(調剤薬局も含む)ともに、健康保険適用内の医療費が無料になります。

① 令和6年4月時点で、新小学1年生、新中学2・3年生の方

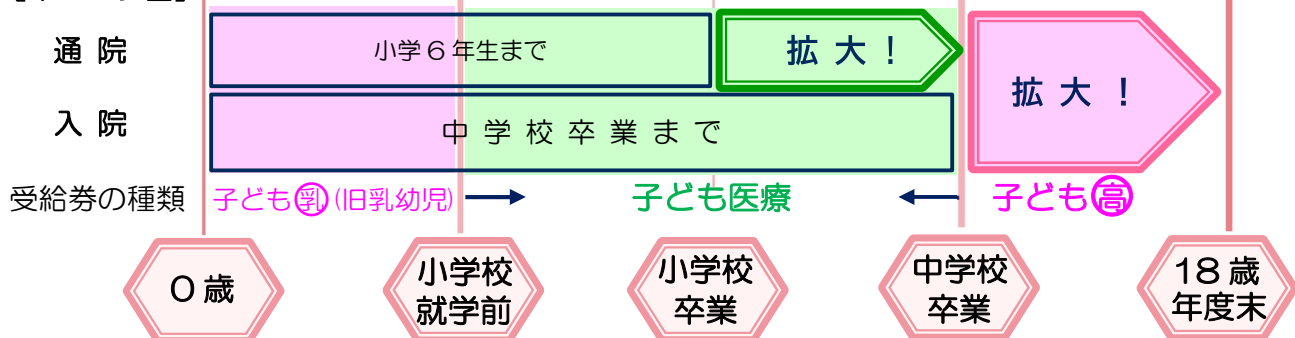
- ・中学3年生までご利用いただける福祉医療費受給券(子ども医療)を交付します。
- ・中学校卒業前には、②(高校生世代)の申請書を別途送付します。
- ・福祉医療費受給券(ひとり親、障害)をお持ちの方は、申請書の送付は致しません。現在お持ちの福祉医療費受給券(ひとり親、障害)を引き続きご利用ください。

② 高校生世代(令和6年4月時点で新高校1年生～新高校3年生の年代)の方

- ・18歳の年度末までご利用いただける福祉医療費受給券(子ども^高)を交付します。
- ・**現在、福祉医療費受給券(ひとり親、障害)をお持ちの方も変更となります。令和6年4月診療分より、新たに交付する福祉医療費受給券(子ども^高)をご利用ください。**
- ※ 福祉医療費受給券(子ども^高)の期間終了後、福祉医療費受給券(障害)を再度お持ちいただけますので、別途ご案内します。

③ 福祉医療費受給券(子ども医療)をお持ちの方(令和6年4月時点で新小学2年生～新中学1年生) 令和6年3月中に中学3年生までご利用いただける受給券を新たに交付します。(申請は不要です。)

【イメージ図】



※注：県外の医療機関を受診された場合は、自己負担後の申請により払い戻しとなります。

健康保険適用外のものとは助成されません。

(健康診断、予防接種、診断書代、容器代、入院時の食事代、選定療養費など)

ご不明な点があれば、下記までご連絡ください。

彦根市役所 保険年金課 年金係 TEL：0749-30-6136